

### 例3 40歳代の夫婦と10歳の子も1人の3人世帯

【世帯主：営業所得250万円 配偶者：収入0円】  
 【基準総所得＝250万円－43万円(基礎控除額)＝207万円】

#### 医療給付費分

所得割 均等割 平等割  
 $(207万円 \times 7.07\%) + (29,000円 \times 3人) + 20,800円 = 254,149円$   
 → **254,100円**…①  
 (100円未満切捨て)

#### 後期高齢者支援金分

所得割 均等割 平等割  
 $(207万円 \times 2.76\%) + (10,200円 \times 3人) + 8,000円 = 95,732円$   
 → **95,700円**…②  
 (100円未満切捨て)

#### 介護納付金分

所得割 均等割 平等割  
 $(207万円 \times 2.69\%) + (11,600円 \times 2人) + 6,000円 = 84,883円$   
 → **84,800円**…③  
 (100円未満切捨て)



**国民健康保険税(年税)＝①＋②＋③＝434,600円**

### 例4 50歳代の夫婦2人世帯

【世帯主：営業所得900万円 配偶者：収入0円】  
 【基準総所得＝900万円－43万円(基礎控除額)＝857万円】

#### 医療給付費分

所得割 均等割 平等割  
 $(857万円 \times 7.07\%) + (29,000円 \times 2人) + 20,800円 = 684,699円$   
 → **650,000円**…①  
 (課税限度額)

#### 後期高齢者支援金分

所得割 均等割 平等割  
 $(857万円 \times 2.76\%) + (10,200円 \times 2人) + 8,000円 = 264,932円$   
 → **200,000円**…②  
 (課税限度額)

#### 介護納付金分

所得割 均等割 平等割  
 $(857万円 \times 2.69\%) + (11,600円 \times 2人) + 6,000円 = 259,733円$   
 → **170,000円**…③  
 (課税限度額)



**国民健康保険税(年税)＝①＋②＋③＝1,020,000円**

## 低所得世帯の軽減制度

国保加入者と世帯主の所得の合計が一定以下の世帯については、保険税のうち、均等割及び平等割の7割・5割・2割が軽減されます。

令和7年度は令和6年度に比べ、軽減の範囲が拡大されることになりました。



### 軽減判定の所得基準

| 軽減割合 | 所得基準(令和7年度)                                          | 所得基準(令和6年度)                                          |
|------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 7割軽減 | 43万円＋<br>{10万円×<br>(給与・年金所得者数－1)}                    | 43万円＋<br>{10万円×<br>(給与・年金所得者数－1)}                    |
| 5割軽減 | 43万円＋<br>(30.5万円×被保険者数)＋<br>{10万円×<br>(給与・年金所得者数－1)} | 43万円＋<br>(29.5万円×被保険者数)＋<br>{10万円×<br>(給与・年金所得者数－1)} |
| 2割軽減 | 43万円＋<br>(56万円×被保険者数)＋<br>{10万円×<br>(給与・年金所得者数－1)}   | 43万円＋<br>(54.5万円×被保険者数)＋<br>{10万円×<br>(給与・年金所得者数－1)} |

注意1：軽減判定所得が上記の所得基準以下の世帯は、保険税のうち均等割及び平等割が軽減されます。

※軽減判定所得とは、前年中の総所得(申告分離所得を含む)＋譲渡所得の特別控除額＋専従者控除額で擬制世帯主(P4参照)の所得を含みます。1月1日時点で65歳以上の年金受給者については、年金所得の範囲内で最大15万円の特別控除があります。

注意2：被保険者数は同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人も含みます。

注意3：給与・年金所得者とは一定の給与所得者及び一定の公的年金所得者(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人・擬制世帯主(P4参照)を含む)をいいます。

なお、一定の給与所得者とは給与収入55万円超の人をいいます。また、一定の公的年金所得者とは65歳未満の人は60万円超、65歳以上の人は125万円超の支給を受ける人をいいます。

注意4：P39の経過措置があります。